

令和2年4月28日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
学校保健担当理事 木村 耕三

文部科学省作成「『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に  
関するガイドライン』の変更について（通知）」の送付について  
（令和2年4月17日改訂版）

神奈川県医師会を通じて日本医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会  
学校保健担当理事  
川田 剛裕

文部科学省作成「『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について（通知）」の送付について（令和2年4月17日改訂版）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会 道永常任理事から通知がありました。

文部科学省では4月16日の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

これを受け「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を変更し、関係各所に通知されました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務担当

保険医療学術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

(健 I 38)  
令和2年4月21日

都道府県医師会  
学校保健担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 道永 麻里  
(公印省略)

文部科学省作成「『新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について(通知)」の送付について  
(令和2年4月17日改訂版)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応について、文部科学省において学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」および、臨時休業を行う際の参考となるよう「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を作成および随時改定されている旨、本会より貴会学校保健担当理事宛お知らせしたところです(令和2年3月31日付(健 I 295)、4月3日付(健 I 16)、4月10日付(健 I 28)参照)。

この度、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことを受け、文部科学省が「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を改訂し、関係各所に通知するとともに本会宛周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしく申し上げます。

今回の文部科学省通知の主な改訂内容は、下記のとおりです。

記

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月17日改訂版)

- 「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に関し、「(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方につ

いて」に「② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応  
について」を追加。

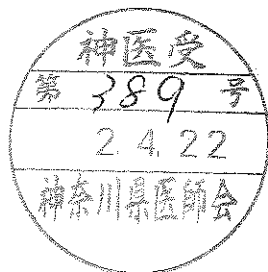
参照 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

2. 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和三十二年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

以上



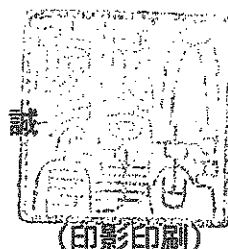
昨日、全ての都道府県が緊急事態措置の対象となったことを受け、ガイドラインを変更し、学校の臨時休業の考え方を示します。



2文科初第137号  
令和2年4月17日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官  
藤原 誠



「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に  
関するガイドライン」の変更について（通知）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）に基づき、新型インフルエンザ等対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改定が行われました。

今般の対処方針の改定により、これまで緊急事態宣言の対象区域に属する7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に、新たに6道府県（北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）を加えた地域を「特定警戒都道府県」と総称するとともに、これら特定警戒都道府県以外の県についても、感染拡大の傾向がみられることから、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。

これを受け、下記の通り、「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」における「1. 臨時休業の実施に係る考え方について」に、新たに「(3) ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について」を追加しました。

このことを、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄

の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

#### ② 学校施設の使用制限等の要請がなかった場合の対応について

特措法第 45 条第 2 項に基づく学校施設の使用制限がない場合でも、同法第 24 条第 7 項等に基づく要請又は事実上の協力要請により、学校の臨時休業が求められる場合があります。その場合には、学校の設置者は地域や児童生徒等の生活圏（通学圏 や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断してください。その際は、都道府県等の対策本部において衛生主管部局の見解を踏まえつつ十分に検討し、慎重に判断してください。臨時休業を行う場合には「2. 学習指導に関すること」から「8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること」を参照しつつ、子どもの学びや心身の健康の保持・増進等に十分に留意ください。